

広島市告示第610号

平成26年12月8日

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式による住居表示の実施のため、別図第1に示す町及び字の区域を別図第2に示すとおり変更することについて、同法第5条の2第1項の規定により公示します。

なお、公示した案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市議会議員及び市長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、平成27年1月7日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

広島市長 松井一實



